令和3年第4回今帰仁村議会定例会会議録							
招 集 年 月 日	令和	令和3年12月13日					
招 集 場 所	今帰	仁村議会議場					
開閉会日時	開 議 1月21日 午前10時00分						
及 び 宣 告	閉 会	会 1月21日 午後3時41分					
	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名			
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治			
	2	上原祐希	9	山 城 太			
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次			
出席(応招)議員	4	座間味 薫	11	嘉陽崇			
	5	座間味 邦 昭					
	6	吉田清尊					
	7	玉 城 みちよ					
欠席 (不応招) 議員							
会議録署名議員	7	玉 城 みちよ	10	與 儀 常 次			
会議録署名議員	8	與 那 勝 治					
職務のため議場に出席したもの	事務局長	我那覇 尚 一	書記	大 木 明 美			
	局長補佐兼議事係長	玉 城 民 枝					
	村長	久 田 浩 也	経済課長	久 田 哲 史			
	副 村 長	比 嘉 克 雄	住 民 課 長	仲 村 美奈子			
	教 育 長	玉 城 奎	福祉保健課長	宮 里 晃			
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	総務課長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	久 田 友 也			
	企画財政課長	田港朝津	会計管理者	金城寛樹			
	学校教育課長	桃原秀樹					
	社会教育課長	嘉陽健					
	建設課長兼水 道課長	嶺 井 雄 二					

令和3年第4回今帰仁村議会定例会

議事日程第9号

令和4年1月21日(金曜日)

- 1. 開 議 午前10時
- 2. 付議事件及び順序

□ · 11 H4	後事件及い順庁		
日程 番号	議案番号	事件名	摘要
1	議案第72号	土地の取得について(史跡今帰仁城跡附シイナ城跡史跡等買上げ 事業)	説明・質疑 討論・採決
2	議案第73号	工事請負契約について(琉球地区(今帰仁)中層型浮魚礁更新工事)	説明・質疑 討論・採決
3	議案第74号	物品購入契約について(今帰仁村防災倉庫等購入業務)	説明・質疑 討論・採決
4		一般質問	

○ **座間味 薫 議長** ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

令和3年12月23日、上原祐希議員外4名から提出された懲罰動議について、1月19日付をもって撤回したい旨の申出がありました。会議規則第20条第1項ただし書に基づき、1月20日付で許可いたしましたので報告いたします。議長としては、議員各位が本村議会の品位を重んじ、発言や態度に十分注意をし、議会全体としての秩序を持って取り組んでいくことを望みます。

日程第1. 「議案第72号 土地の取得について(史跡今帰仁城跡附シイナ城跡史跡等買上げ事業)」を 議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

O 比嘉克雄 副村長 おはようございます。議案を提案いたします。

議案第72号

土地の取得について

次により土地を取得したいので地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び議会の議決 に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めます。

> 令和4年1月21日提出 今帰仁村長 久田 浩也

記

- 1 土地の表示
 - 別紙(今帰仁村字---- 外6筆)
- 2 取得の目的

史跡今帰仁城跡附シイナ城跡史跡等買上げ事業用地

3 取得価格

25,900,000円

4 契約の相手方

今帰仁村字------

(別紙) 土地の表示

	字	小字	地番	地目	地積(㎡)
1				畑	1, 751 m²
2	"	JJ		山林	4, 960 m²
3	"	"		畑	1, 862 m²
4	"	JJ		山林	318 m²
5	"	JJ		畑	1, 014 m²
6	"	JJ		山林	5, 120 m²
7	"	JJ		"	691 m²
	合計		7	筆	15, 716 m²

売買契約書を添付しております。お目通しをお願いいたします。以上です。

- 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。 9番山城 太議員。
- O 9番 山城 太 議員 議案第72号について質疑します。これは土地を取得して何をするのですか。 説明を求めます。
- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- **嘉陽 健 社会教育課長** ただいまの 9 番山城 太議員の質疑について説明いたします。

こちらの取得用地につきましては、前年の6月に条例改正をして、追加史跡にした用地の購入となって おります。購入した後は、まずは史跡用地ということで用地として確保する。その後、整備計画等に基づ きながら、調査しながら今後保全等を進めていくことになります。以上です。

- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- **〇 9番 山城 太 議員** 将来的にはどのように整備して、どのように、公園化とかそういう考えがあるのか。最終的な目標、具体的なビジョンの説明を求めます。
- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

こちらは今帰仁城跡整備計画に基づいて整備することになります。現在の整備計画では用地を買い上げるという計画になっております。また、整備計画については約10年程度のスパンで見直しを行っていきますので、今後は次期の整備計画にのっとって整備する方針となります。

- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 新たにまた土地を取得というのもあり得るのか、答弁を求めます。
- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- O 嘉陽 健 社会教育課長 新たな用地を取得、計画につきましては、現在まだ計画はしていないところでございます。次期計画で、その新たな用地については検討して、計画にのっとって進めていくことになります。
- **座間味 薫 議長** ただいまの9番山城 太議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条

ただし書の規定により、特に発言を認めます。9番山城 太議員。

- 9番 山城 太 議員 2,590万円、この財源はどこからなのか。そして、それぐらいみんなの税金を 使うのでしょうから、立派に目標を掲げて今後取り組んでいただきたいと思います。答弁を求めます。
- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- O 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

用地取得につきましては80%の国庫補助になります。文化庁の事業となります。20%は単費で対応する ことになります。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第72号 土地の取得について(史跡今帰仁城跡附シイナ城跡史跡等買上げ事業)」を採 決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第72号 土地の取得について(史跡今帰仁城跡附シイナ城跡史跡等買上げ事業)」は、 原案のとおり可決されました。

日程第2. 「議案第73号 工事請負契約について(琉球地区(今帰仁)中層型浮魚礁更新工事)」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

〇 比嘉克雄 副村長

議案第73号

工事請負契約について

琉球地区(今帰仁)中層型浮魚礁更新工事について、次のように工事請負変更契約を締結したいので、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

- 1 契約の目的 琉球地区(今帰仁)中層型浮魚礁更新工事
- 2 原契約の金額 86,350,000円
- 3 変更契約の金額 6,768,300円

4 契約の相手方 今帰仁村字仲宗根99番地の1 有限会社 山川建設 代表取締役 山川 宗一

> 令和4年1月21日提出 今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

琉球地区(今帰仁)中層型浮魚礁更新工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約 及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第18号)第2条の規定により議会の議決を必要と するため、この議案を提出します。

今般の軽石漂流の影響により、浮魚礁設置の基地港が運天港から那覇港への変更等に伴い、費用が増額 になったことによるものであります。変更契約書を添付しております。お目通しをお願いいたします。以 上です。

- 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 副村長の提案理由には運天港から那覇港に基地港が移動になったということ でありますので、具体的に説明を求めます。どうして、軽石だけの問題で移動なのか、お伺いします。
- O 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。
- 久田哲史 経済課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑について説明いたします。

副村長からも説明がございましたけれども、今回の主な理由としましては軽石漂着・漂流に伴って、沖合のほうで船舶が停泊することができないということでの変更となっております。当初は本部町、伊江村、今帰仁村の3町村で共有ということで船舶を使って工事を計画しておりましたけれども、先ほど説明がありましたが軽石の漂流・漂着で沖合に停泊することができなくなりましたので、それぞれ各町村で船を占有して那覇港のほうに一旦戻っていただいて、そこからまた現場のほうに向かうということで工事費の増となっております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 今の説明で軽石の件ということで、軽石がいつ収拾するのかは分からないですが、設置の予定は何年後になる予定ですか。お伺いします。
- O 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。
- 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

設置予定につきましては工期の範囲内で考えております。2月12日まで工期を取っておりますので、その範囲内で設置をするということで工事を進めております。そのために軽石の状況を見ながら、那覇港からこの現場に出港していくということで、それぞれの町村で対応していくということになっております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 今の説明では2月12日までということだったのですけれども、軽石除去の状 況次第で、この日程が変わってくる可能性はございますか。
- O 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。
- 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。現時点では工期内で終了するものというふうに考えております。以上です。
- **座間味** 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

O 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第73号 工事請負契約について(琉球地区(今帰仁)中層型浮魚礁更新工事)」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第73号 工事請負契約について(琉球地区(今帰仁)中層型浮魚礁更新工事)」は、 原案のとおり可決されました。

日程第3. 「議案第74号 物品購入契約について(今帰仁村防災倉庫等購入業務)」を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

〇 比嘉克雄 副村長

議案第74号

物品購入契約について

今帰仁村防災倉庫等購入業務について、次のように物品購入契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めます。

- 1 品名及び数量 防災倉庫1台及び備蓄食料等
- 2 購入の目的 大規模災害に備え、必要な物品を購入する
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 18,579,025円
- 5 契約の相手方 沖縄県那覇市宇栄原3丁目16番53号

鈴繁工業

代表者 向島 繁樹

令和4年1月21日提出 今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

今帰仁村防災倉庫等購入業務の物品購入契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第18号)第3条の規定により議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

物品売買契約書を添付しております。お目通しをお願いいたします。以上です。

- 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番與那嶺 透議員。
- 3番 與那嶺 透 議員 議案第74号の物品購入契約について、質疑いたします。

防災倉庫を設置するというところでありますが、これについてどこに設置するのかと、あと物品の内容、 備蓄食糧等とありますので食料のほかにも日用雑貨とか、そういったのも含まれているのかとか、あと工 具類とかそういったのもあるのか、お伺いします。

- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- 〇 我那覇隆文 総務課長 3番與那嶺 透議員の質疑についてご説明申し上げます。

まず防災倉庫の設置箇所についてでございますけれども、これまで令和2年度まで兼次小学校敷地、それから今帰仁小学校敷地内、それから天底小学校敷地内と3か所に設置してまいりましたけれども、今回 古宇利区のほうに設置を予定しております。それと種類については今回備品購入、それから消耗品等たくさんございますけれども、これについては議会前に議員の皆さんに添付資料としてお配りしてある資料がございます。それを参照いただければと思います。よろしくお願いします。

- O 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。
- 3番 與那嶺 透 議員 添付資料がちょっと抜けておりました。失礼いたしました。

あと工具類、例えば災害等、台風もそうですし、地震とかそういったときに道路であったり、家屋であったり、木とかそういったものが倒れてきたときのためのチェンソーとかそういった大きい工具、建設課のほうの倉庫にもあるかもしれませんが、そこの倉庫がもし倒壊した場合とか取り出せなくなった場合、そこから持ち出すことができなくなった場合のことも想定して、この備蓄倉庫にある程度置いておくほうがいいのではないかと思っておりますが、その辺の見解を求めます。

- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

災害時に倒木等があった場合にチェンソー等も必要ではないかということでありますけれども、この観 光防災力強化支援事業につきましては観光客が大規模災害に遭ったときに、やはり空港であったり、船で あったり、道路であったりということで復旧するまでの間、足止めを食らってしまうということがありますので、それに対する避難に向けての備品等を整備していきましょうという事業であります。議員がおっしゃられるとおり自分たちで処理できるような倒木等がある場合は、かなり早急に作業を進めていかないといけない部分も出てくると思いますけれども、今回言っているこの事業とはちょっとかけ離れた部分がありますので、災害復旧補給の計画については、また今帰仁村の防災計画上の話で、この事業とはちょっとかけ離れておりますけれども、随時対応していきたいと思っております。

○ **座間味** 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

O 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第74号 物品購入契約について(今帰仁村防災倉庫等購入業務)」を採決いたします。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第74号 物品購入契約について(今帰仁村防災倉庫等購入業務)」は、原案のとおり 可決されました。

日程第4. 「一般質問」を行います。

○ 10番 與儀常次 議員 -

順次発言を許します。10番與儀常次議員の12月17日に行われた一般質問後の2回目の質問より発言を許します。

_	, , ,							
0	座間味	薫 議長	休憩します。	(休憩時刻	午前10時24分)			
0	座間味	薫 議長	再開します。	(再開時刻	午前10時24分)			
1	0番與儀常	常次議員。						
0	〇 10番 與儀常次 議員							
					- – – – – – -			
0	座間味	薫 議長	休憩します。	(休憩時刻	午前10時25分)			
0	座間味	薫 議長	再開します。	(再開時刻	午前10時25分)			
0	座間味	薫 議長	休憩します。	(休憩時刻	午前10時25分)			
0	座間味	薫 議長	再開します。	(再開時刻	午前10時25分)			
1	0番與儀常	常次議員。						

— 293 —

0	座間味 薫 議長	休憩します。	(休憩時刻	午前10時27分)		
0	座間味 薫 議長	再開します。	(再開時刻	午前10時28分)		
1	0番與儀常次議員。					
0	10番 與儀常次	議員	- —			
0	座間味 薫 議長	休憩します。	(休憩時刻	午前10時29分)		
0	座間味 薫 議長	再開します。	(再開時刻	午前10時29分)		
1	10番與儀常次議員。					
0	10番 與儀常次	議員				
_						

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時30分)

O 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時31分)

10番與儀常次議員。

- O 10番 與儀常次 議員 質問事項1. 慰霊塔の件は、答弁書には「今後、慰霊塔の件は耐力度調査などを行い、改修、再建築等を検討してまいります。また、平和公園(仮称)については新たな大型事業となりますので、補助金の活用等を含め調査研究してまいります」とありますけれども、どういった調査研究をして、いつ頃からこの慰霊塔の整備は進めていくのか、お伺いします。
- O 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。
- 宮里 晃 福祉保健課長 ただいま10番與儀常次議員の質問についてご説明いたします。

本村の慰霊塔は、去る大戦によって犠牲になられた方の御霊を弔うとともに反戦を誓い、恒久平和を祈念する場として認識しております。その慰霊塔なのですけれども、実際昭和30年に建立されて66年余りが経過されております。その頃の設計図、構造が今現在残されている資料が確認できない中で、現在目視や打刻等によって、その状況を確認しているところであります。その構造物の耐久度に関してはどのような方法で実際確認できるのかというところも含めて現在調整しておりまして、そういったことを分かり次第進めていくという考えであります。以上です。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- 10番 與儀常次 議員 課長の答弁で分かりましたので、次に行きます。

2番目の軽石の件では、「災害復旧事業に該当しない漁港海岸へ漂着した軽石については、沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し、回収を行う計画をしております」とありますけれども、その地域対策推進事業を活用し回収を行う計画はいつ頃から始まって、大体いつ頃までの予定で進めますか。お伺いします。

- O 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。
- 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

議員がおっしゃった沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業につきましては、住民課の環境衛生係で担当をしております。現在事業が進んでいる中で、工期を2月いっぱいということで行っております。対象海

岸としては災害復旧事業で漁港のほうをやっていますけれども、その漁港に付随した海岸を主に回収する ということになっております。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 納得できました。次に3番です。北山高校駅伝部についてということでお伺いします。質問(1)についての答弁書では、そのような事実はありませんとの答弁ですが、---------学校側に電話したことは事実ですよね。村長、答弁を求めます。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時35分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時38分)

10番與儀常次議員。

〇 10番 與儀常次 議員 -----

では電話したことは事実ですか。お伺いします。

- O 座間味 薫 議長 久田浩也村長。
- **〇 久田浩也 村長** お答えいたします。電話したことは一切ございません。
- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- 〇 10番 與儀常次 議員 -----

-----再度答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時39分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時39分)

10番與儀常次議員。

O 10番 與儀常次 議員 ------次に行きます。

令和3年9月定例会の質問では、陳情書においては議会で適切に処理されたと理解していると答弁していますけれども、どのように陳情書が理解されたと思っていますか。陳情書においては議会で適切に処理されたと理解しておりますと答弁しておりますので、9月議会で。どのように理解しましたか。答弁を求めます。

- O 座間味 薫 議長 比嘉克雄副村長。
- O 比嘉克雄 副村長 與儀常次議員の質問にお答えします。

議員がおっしゃる議会に提出された陳情書ということですが、私が聞き及んでいるのは議長限りの受理 で、内容は全議員に開示され、その後回収されたというふうに伺っております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 次にこっちの9月の議会でまた、陳情書の内容については私は知る由もない との答弁ですけれども、陳情書の内容も知らないのに、なぜ学校側へ陳情を取り下げるようにお電話した のかということもお伺いします。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時41分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時43分)

10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 答弁できないようですので、3月にもやるかもしれないです。

次に質問要旨(2)、村長は、答弁書には「役場公式メールアドレスは使用しておりません」とありますけれども、事実はありませんと。では公式ではなく非公式アドレス、その他いろいろな方法でメールを顧問に送って、私の一般質問云々でメールしたことはございますか。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時44分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時52分)

10番與儀常次議員。

O 10番 與儀常次 議員 では確認だけです。メールを送ったかどうか、お伺いします。これだけ。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時52分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時53分)

10番與儀常次議員。

- 10番 與儀常次 議員 では答弁できないようですので、次に進めていきます。
- (3)には、議会全員協議会に出席しておりませんので、協議会の内容は把握しておりませんと答弁していますけれども、村長、私が質問しているのは全員協議会の内容を質問しているのです。全員協議会の内容を把握してのことだと思っていますけど、やっているのは。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時54分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時56分)

10番與儀常次議員。

O 10番 與儀常次 議員 (4) です。どのような罪に当たるかは司法が判断することと答弁しています。司法に訴えると、検討しますということでありましたので聞いておりますけれども、村長は司法の場はいろいろ検討していくのか。それとまた村長、皆さんから今までいろいろな行為がありました。まだ今も続いておりますけれども、今後どのようなことを検討されておりますか。司法の場において。お伺いします。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時57分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時57分)

比嘉克雄副村長。

O 比嘉克雄 副村長 議員の質問にお答えします。 現在検討しているということであります。以上です。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- 10番 與儀常次 議員 村長、私は令和3年9月定例会において、北山高校駅伝部のことについて一般質問を提出してから本日、今日まで、9月に一般質問をする前から議会において、たびたび議会全員協議会において1時間から2時間ぐらい、約10回ほど役場の皆さん、議会議長、議会事務局長、そして与党のメンバーからいろいろな行為がありました。 ------

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時58分)

(再開時刻 午前10時59分)

O 座間味 薫 議長 再開します。 10番與儀常次議員。

〇 10番 與儀常次 議員 -----

いろんなことを受けて恐怖を感じました。そのおかげで、精神的苦痛で夜も眠れない日々が多くなり、悩むことが多くなりましたので、この問題を早く解決するために、令和3年9月22日に今帰仁村議会で受付受理された久田村長から送られてきた文書は、三役及び課長会の総意をもって司法の場において対応することも検討したいと思いますとありますので、一刻も早く解決するためにも、ぜひ司法の場を検討してください。そうでないと、皆様方が学校側や私にいつまでもいろんな妨害行為だけを繰り返している間は、いつまでも終わらないと思いますので……。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時00分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時01分)

比嘉克雄副村長。

- O 比嘉克雄 副村長 繰り返しになりますが、検討しているところであります。以上です。
- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 検討だけしないでくださいね。これは一日も早く解決するために、ぜひ司法 の場を検討してください。そうでないと今後もいろいろあると思いますので、早く解決するには司法の場 が一番いいと思いますので、再度答弁を求めます。
- 〇 座間味 薫 議長 比嘉克雄副村長。
- ひ 比嘉克雄 副村長 繰り返しになりますが、検討しているところであります。以上です。
- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 では前に私に送られた文書は何のために送ったのですか。司法の場を検討しているということで、あの文書はどういう意味ですか。何もしないのに、ただ送っただけですか。答弁を求めます。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時03分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時04分)

比嘉克雄副村長。

O 比嘉克雄 副村長 お答えいたします。

私どもが議会に送ったタイトルは、「令和3年9月定例会議、議員一般質問における不穏当発言及び議場外での副村長に対する侮辱行為等について」というタイトルで議長に送っております。その送った理由としましては、そういった侮辱行為があったということでその確認と、では今後それに対してどのような対応をしていくのかということで文書を送っております。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 これは9月22日の文書なのです。議会で受理されて、侮辱罪、威力業務妨害 罪、名誉毀損罪、傷害罪で司法の場において検討することもあると書かれているので、ぜひ司法の場で検 討してください。答弁を求めます。今後やるのかどうか。検討だけではなくて、実行するのかどうか、答

弁をください。

- O 座間味 薫 議長 比嘉克雄副村長。
- O 比嘉克雄 副村長 議員がおっしゃるとおり、検討してくださいということをおっしゃっておりますが、検討しているところであります。以上です。
- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 検討して、いつ実行するのですか。
- O 座間味 薫 議長 比嘉克雄副村長。
- O 比嘉克雄 副村長 お答えします。

現在検討しているところでありますので、時期が来たらということになります。以上です。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時06分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時06分)

10番與儀常次議員。

- 10番 與儀常次 議員 (5)です。村長室において話を行ったことはありませんと副村長が答弁を したのです。私は副村長と話していません。私が質問したのは、村長室で村長と課長2人と私と4名で1 月25日、24日に北山高校で聞き取りして、臨時会の前の8時半あと、村長室で4名でお話ししたことだと 思っていますので、話したことはありませんというのは私はないと思いますので再度、副村長ではなくて 村長の答弁を求めます。
- 〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時08分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時08分)

10番與儀常次議員。

- 10番 與儀常次 議員 2人の課長というのは、総務課長と福祉保健課長でした。9月22日ですね。 1月25日、臨時会の前、4名で北山高校のことについて話をしました。以上です。
- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質問についてご説明申し上げます。

議員がおっしゃられています1月25日、確かにこの日、臨時会の日でございましたが、この1月25日も含めてですけれども、それ以降、議員と私、総務課長、福祉保健課長、村長でその件についてお話ししたことはないというふうに私は考えておりますけれども、記憶違いではございませんか。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- 10番 與儀常次 議員 私が聞いているのは、皆さんが話合いしたと聞いていないですよ。私が北山 高校の件で聞いていますかと、皆さん分かっていましたよね。私は前日聞きましたので、翌日も駅伝部の ことは早くしないと大変なことになるということで話合いをしました。皆さんがその後どういう話合いをしたかは分かりませんので、皆さんの話は聞いていません。4名で北山高校の駅伝部のこと、大変になっているからということでお話ししました。これが4名で、早くこれは両方呼んで話合いをしないと大変なことになるということで話をいたしましたので、村長室で会ったことはありませんというのはないと思っています。答弁を求めます。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時11分)

O 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時15分)

10番與儀常次議員。

O 10番 與儀常次 議員 次の(6)には、県議会へ元保護者が送った陳情書、あれは正しいのか。この文書です。県議会へ送った陳情書、内容が正しいのかどうか、お伺いします。

- O 座間味 薫 議長 比嘉克雄副村長。
- O 比嘉克雄 副村長 お答えいたします。

県議会へ出された文書というのは確認しておりませんが、この陳情書につきましては県議会のホームページを見ますと、県議会で受理され、第三者委員会において現在調査が行われているということは確認しております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 副村長、これは確かに調査にもう入っているんですよね。今調査を行っていると言いましたので、進行はしているということですよね。第三者委員会を立ち上げてやったということで理解してよろしいか。どうぞ。
- O 座間味 薫 議長 比嘉克雄副村長。
- 比嘉克雄 副村長 調査が行われると伺っております。
- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 何で私が確認したら答弁を変更するんですか。先ほど言いましたよね、副村 長。調査が行われていますと。私が質問で聞き返したら、何で変更するの。今調査が行われていますとあ りましたので、どこまで進んでいますか。お伺いします。
- O 座間味 薫 議長 比嘉克雄副村長。
- O 比嘉克雄 副村長 私も先ほど話したことで「行っている」と「行われている」という、どちらかと 言えばはっきりしませんので、訂正をして改めて答弁いたしますけれども、「現在受理され、第三者委員 会において調査が行われると伺っております」に訂正したいと思います。
- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 役場からこれについてぜひ調査してもらいたいということを書類等、沖縄県 教育委員会に出す予定はありますか。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時18分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時18分)

10番與儀常次議員。

- O 10番 與儀常次 議員 要請するのはないと思っていますが、(7)スクール弁護士についての答弁で、9月定例会においても副村長が答弁しています。令和3年4月に副村長を県教育委員会へ赴かせ、スクール弁護士のほうから行政は静観しておくようにとの答弁ですけれども、副村長が委員会へ行ったら、沖縄県の教育長の名前は何と言いますか。
- O 座間味 薫 議長 比嘉克雄副村長。

O 比嘉克雄 副村長 質問にお答えします。

沖縄県教育長は金城弘昌教育長ということです。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 スクール弁護士とスクールロイヤーはどこがどう違いますか。答弁を求めます。
- 〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時20分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時20分)

比嘉克雄副村長。

O 比嘉克雄 副村長 質問にお答えします。

スクール弁護士については学校でのいじめ、不登校、体罰、教職員と保護者間でのトラブルなどで、学校で発生する様々な問題について、学校へ助言する弁護士のことを指しているというふうに認識しております。スクールロイヤーについては、その制度自体、そういう弁護士の制度自体を指しているものと認識しております。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 沖縄県内で、このスクールロイヤー、スクール弁護士は何年何月から運用開始しておりますか。このスクール弁護士、スクールロイヤーは沖縄県内では何十名おりますか。伺います。
- O 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。
- 玉城 奎 教育長 ただいまの與儀常次議員の質問にお答えします。

スクールロイヤー、スクール弁護士のその制度の始まった時期、それと人数について今のところ把握しておりませんので、調べて後ほど説明申し上げることは可能でありますので、そのあたりご理解ください。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 副村長と教育長からは追ってということでありますので、進めていきたいと 思います。その制度の活用は、どのようにすれば活用できますか。お伺いします。教育庁へ赴いた、相談 したでしょう。だから静観しなさいということで答弁していますので、この活用はどのようにすれば活用 できますか。弁護士の活用ですね。お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時24分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時25分)

比嘉克雄副村長。

O 比嘉克雄 副村長 與儀議員の質問にお答えします。

私が直接その弁護士から聞いたということではなくて、県の担当者から弁護士の見解を聞いたということであります。以上です。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 だったら9月議会の答弁も今回も全然違うんじゃないですか、副村長。
- 〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時25分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時26分)

比嘉克雄副村長。

- O 比嘉克雄 副村長 議会で私が答弁したものが手元にありますが、教育委員会の担当職員からそのスクール弁護士のほうが、その当事者間でしっかり協議を進めていくほうがいいんですよというような話を担当がされたということです。
- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 県の教育委員会の担当はどういう方ですか。
- O 座間味 薫 議長 比嘉克雄副村長。
- 〇 比嘉克雄 副村長 班長です。
- 〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時27分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時27分)

10番與儀常次議員。

- O 10番 與儀常次 議員 今のは事実ですね。こっちに副村長は4月に教育委員会へ赴かせたとあります。その制度の活用は、どのような方々が相談できるのですか。この制度を活用するのは私たちもできるのかどうか。副村長、答弁を求めます。
- O 座間味 薫 議長 比嘉克雄副村長。
- O 比嘉克雄 副村長 お答えします。

その活用の手続については、私は把握しておりません。以上です。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- 10番 與儀常次 議員 副村長、これは我々が相談できないのです。令和3年11月26日金曜日、琉球新報に載っているのです。こういう方たちだけが活用できると。教育長、これに載っているのです。人数も、みんな。私は皆さん、実際行っていないと思っていますよ。全然違う、答弁が。職員会議にスクールロイヤー、弁護士と書いてあります。9月議会からの答弁、静観するようにということで、後で班長の名前を聞いて、私は県へ行って確認しますけどね、副村長。本当に行ったかどうか。再度、皆さんが相談できるのですか。答弁求めます。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時30分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時30分)

比嘉克雄副村長。

O 比嘉克雄 副村長 お答えします。

これは私の見解でありますけれども、学校内で起こったことについて対応するのがスクールロイヤーという制度で、スクール弁護士だというふうに認識しております。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 だったら9月の答弁と違うのです。4月に県教育委員会に赴かせ、弁護士のほうからということで弁護士から指導を受けていると書かれているのです、こっちに。部長と書かれていないですよ。職員とも。副村長は答弁で、弁護士から静観しなさいと言われていると。弁護士と相談してきましたか。伺います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時31分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時43分)

比嘉克雄副村長。

O 比嘉克雄 副村長 ご質問にお答えします。

私が答弁したのは、読み上げますが、「私のほうが沖縄県教育委員会に赴き、県立の学校ですので村役場としてどのような対処ができるのかということを担当職員と意見交換をしました。その中でこの担当職員からありましたのは、県教育委員会のスクール弁護士、学校の弁護士によりますと、このような問題は、発端は学校で起こっておりますので、学校と生徒そして保護者、その当事者間でしっかり話合いを重ねていく必要があるということが大事だというふうな見解を話されておりました」という答弁です。以上です。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- 10番 與儀常次 議員 先ほど聞いたのは、副村長が弁護士に相談できると思っていますか。
- 〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時45分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時46分)

比嘉克雄副村長。

O 比嘉克雄 副村長 お答えします。

私の見解としては、私がスクール弁護士の、このスクールロイヤーの制度を使えるということを聞いているかと思いますけれども、使えないというふうに私は理解しております。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 次、行きます。議長。いいですか。では(7)に行きます。

令和3年9月定例会での私の一般質問の答弁では、副村長は「保護者の行為は、職場の行政事務の範囲外だというふうに認識している」、また次の答弁で「職場としての対応は、あくまでも行政事務の範囲内と捉えている」と答弁しております。行政事務の範囲外、範囲内とは何ですか。答弁求めます。

- O 座間味 薫 議長 比嘉克雄副村長。
- O 比嘉克雄 副村長 質問にお答えします。

この北山高校駅伝部の問題については、その県立学校で部活動の中で顧問の先生と部員である生徒、そして保護者のやり取りが発端になっているということで私も県教育委員会に行って確認をしたり、教頭先生からもこれは学校の問題ですということがありましたので、これは役場の業務以外であるというふうな認識であります。以上です。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- 10番 與儀常次 議員 業務以外だったら、では指導云々はしなくていいという認識でいいですか。
- 〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時48分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時50分)

比嘉克雄副村長。

O 比嘉克雄 副村長 與儀議員の質問にお答えします。

先ほどもお答えしましたが、この問題は顧問の先生と生徒、そして保護者という……、ですからそれは

範囲外に当たるので、それに直接的な指導はしておりません。以上です。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 範囲内は何時から何時までですか。
- 〇 座間味 薫 議長 比嘉克雄副村長。
- O 比嘉克雄 副村長 役場の条例上は、職員の勤務は午前8時半から午後5時15分までということで条例に制定されております。
- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 ではこの後、我々、執行部も職員も、どんなことをしても関係ないということで認識しているのですか。お伺いします。
- 〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時52分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時54分)

比嘉克雄副村長。

O 比嘉克雄 副村長 質問にお答えします。

役場の職員は公務員でありますので、当然全体の奉仕者としての使命があります。それから当然公務員としての倫理観も持ち得た人が公務員となっているというふうに認識しておりますので、そういったことから5時後もそれぞれで、役場職員個人でしっかり倫理観を持って住民と接するとか、またふだんの生活も含めて倫理観を持ってやっていくのが当然なことだというふうに認識しております。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- 10番 與儀常次 議員 では個人で、上司は何も関係ないという認識ですか。
- 〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時56分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時58分)

10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 行政事務の範囲内、関係ないと。行政事務の範囲内で一般質問をしなさいと。 私は、我々は24時間責任を持ったメンバーだと思っています。職員もみんな。だから質問しています。

次、行きます。子ども110番、こっちに設置されております。子供たちの安全を見守っていく目的で設置された看板なのに、どうして今帰仁村は子供たちの「私を助けてください」というようなSOSに向き合わないのかと思っています。子ども110番とは、私は区長の時に、交番の方から子供の駆け込み寺ということで教わりました。なぜ歴代の先輩たちがこの看板を設置したかということで、子ども110番ということの意味、説明してください。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時59分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後0時00分)

比嘉克雄副村長。

O 比嘉克雄 副村長 質問にお答えします。

子ども110番の家については、犯罪などの被害に遭い、また遭いそうになって助けを求めてきた子供等の保護や、事件事故の発生を認知したときの110番通報、それから学校、家庭の連絡など、地域ぐるみで

子供たちの安全を見守っていく目的で登録された施設、店舗、住宅などを指しております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 この表の文書を読んだだけですね。中身は子供を守る場所なのです。副村長、中身は。今、本を読んだだけですよね。だからこっちに設置したと思いますけどね。だけど副村長の答弁では、これは撤去すると答弁されていますけれども、先輩たちはどんな思いで設置したのか。なぜ撤去するのですか。答弁を求めます。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後0時01分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後0時01分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質問についてご説明申し上げます。

子ども110番の家につきましては今帰仁村で37か所、店舗、営業所であったり、個人の住宅であったり、一部公民館、それからスーパー、コンビニ、あとJAや商工会、給油所なども登録されておりますけれども、今議会事務局前に貼られております110番については、こちらが登録されている施設ではございませんので、どういう経緯でそこに掲げられているのかがちょっと不明な状況でありますので、登録されていない以上は外したほうがいいんではないかということでの答弁でございます。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 課長、できない理由だけ述べないでくださいよ。子供に寄り添う理由も入れてください。行政、教育委員会、我々も地域の子供を守る役目だと私は思っていますので、先輩たちが登録しなかったから撤去するじゃないでしょうが。がんばった先輩たちの思いがあったから設置したと思っていますよ、私は。ルール的に登録していないから撤去しますではないと思っています。議会も地域の子供たちを未来のために見守っていくということで、先輩たちが設置したと思いますけどね。村長、それについてどう思いますか。答弁求めます。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後0時03分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後0時07分)

久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 お答えをいたします。

趣旨は10番議員のおっしゃるとおりだというふうに理解をしているところでございます。ただ、設置の 経緯がまだ不明だということと、もしそういう、この子ども110番の看板について残していただきたいと いう要望があれば、議会棟でありますので議会の総意をまとめていただければ、それを検討してまいりた いと思っているところであります。以上です。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 趣旨は分かるけど、中身が分からないということですか。今の答弁、議会が やればやりますと。村長の答弁、考えはないですか。どうぞ。
- O 座間味 薫 議長 久田浩也村長。
- 久田浩也 村長 繰り返しになりますけれども、趣旨は理解できると。設置については議会棟の件で

ございますので、その総意を基に検討してまいりたいということでございます。以上です。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 村役場では、今後これについてはどう考えますか。では議会だけで子ども110 番という形ですか。行政は、役場は子供の駆け込み寺だと私は思っていますので、あちこちに30か所あるということでしたので、行政は今後これについてどう考えていますか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後0時09分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後0時10分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質問についてご説明申し上げます。

子ども110番の家の看板設置、これは役場庁舎にも掲げられていないところではありますけれども、本来先ほどもありましたとおり犯罪などの被害に遭いとか、緊急性を要する場合に避難所的に来る施設も意味合いとしてあると思いますけれども、看板を掲げていなくても役場については当然その意味合いは持っているものと考えております。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 だったら、議会で設置されているのも登録していないから撤去するという言葉は出ないと思いますけどね。村長、答弁求めます。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後0時11分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後0時12分)

久田浩也村長。

O 久田浩也 村長 お答えをいたします。

趣旨は先ほど申し上げたように理解しているところでございますけれども、この看板を外さなくてもいいのではないかという旨の質問だというふうに理解をしているところでありますけれども、これを掲げる掲げないという問題ではなくて、これは庁舎全体で子供たちを守るという意味も含めて、そういう認識でまた我々も取り組んでいるという状況でございます。以上です。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 教育長、これは社会教育の一環だと思っていますけれども、教育委員会、教育長はどうお考えですか。
- O 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。
- 玉城 奎 教育長 子ども110番の家については先ほど答弁がありましたが、その趣旨はそのとおりであります。教育委員会としては、教育委員会自体の業務自体が子供の学習支援、安全支援、全て含まれております。ここに書かれているものも全て教育委員会のやるべき役割でありますので、子ども110番としての趣旨もしっかり教育委員会の業務の中に入っております。ただし看板をつけるつけないというのは、これを申請して、そこで認められて看板を受け取ってつけるということになっておりますが、それは子供たちの通学路、その物理的な条件とかのところで設置されているところであります。教育委員会としては、ただいま看板をつけている状況ではありませんが、子ども110番としての機能は十分果たしているものと

考えております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 では次、行きます。 (9)子供たちは沖縄の未来を支える「宝」「財産」であります。今帰仁村で頑張っている子供たちは社会全体で支えていこうという力強いメッセージを発信していくべきだと思いますが、村長はどう思いますかという答弁ですが、子供たちを社会全体で支えているという力強いメッセージを発信していくということですので、どういう力強いメッセージを発信していくのですか。村長、答弁をお願いします。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後0時15分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後0時15分)

久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 お答えをいたします。

議員おっしゃるように沖縄の、ひいてはまた今帰仁村の子供たちは未来を支える宝だというふうに、同じ思いでいるところでございます。そういう意味でも我々行政も全庁を挙げて、そして地域も含めて力強い思いで今帰仁村からメッセージを発信していきたいという思いでございます。以上です。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 だったら村長、言葉よりも行動で示すことだと思っています。幾らでも、誰でも都合のいいことは言えますので、私はそう思っています。前に駅伝部の子供たちが村長に、直に持ってきた文書もありますけれども、あれを読んでどう感じましたか。
- 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後 0 時16分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後 0 時16分)

久田浩也村長。

- 久田浩也 村長 お答えをいたします。昨年の9月3日の案件だというふうに理解をしているところでございますけれども、確かに顧問、そして生徒3名、村長室に来られまして話合いを持ったと記憶しているところでございます。そういう中で生徒の思いを直に受けまして、要望等が2件ほどございました。 2件ほど私は真摯に向き合いまして、その解決に向けて鋭意努力をしてきたつもりでございますけれども、1点目の目的は達成できましたけれども、もう一点については双方折り合いが合わず、目的が達成できなかったというふうに理解をしているところでございます。以上です。
- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 今の答弁、1点目、達成したのは、最後の文章ですか。前のほうですか。前 半のものですか。1点達成したのは、前半の文章ですか、後半の文章ですか。後半は「僕らは」から始ま るんですよね。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後0時18分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後0時20分)

久田浩也村長。

O 久田浩也 村長 お答えをいたします。

どう感じましたかということでございますけれども、生徒たちとも真摯に向き合いまして、解決に向け て鋭意努力をしてきたというところでございます。以上です。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 だから先ほど言いましたが、言葉よりも行動で示すことだと思っています。 幾らでも、誰でも都合のいいことは言えるのです。今、後半の部分なのか、前半の件を達成したのか。1 つ達成しましたということで、どこですか。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後0時21分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後0時22分)

久田浩也村長。

O 久田浩也 村長 お答えをいたします。

何を達成したかということでございますけれども、選手の村営グラウンドにおいての練習環境を整えて くれということで、それは実行したというところでございます。以上です。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 村長、グラウンドの話は一つもありません。私が言っているのは、文書の話 を聞いているのです。会話の話は聞いていませんよ。村長に送られた文書の件で2点あるのです。だから 前半を達成したのか。後半の、「僕らの」ほうから後半だと思っていますので、どこが達成されたのか、お伺いします。1つ達成しましたという答弁がありましたので。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後0時23分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後 0 時24分)

10番與儀常次議員。

O 10番 與儀常次 議員 私が言うのは、文書のことを質問しています。会話のことは質問していませんので、顧問から云々は。だから子供たちが送った文書には顧問の話はありませんので、分からなければ私が読みましょうか。分かるでしょう。だったらこの文書を見て、どうしましたか。子供からの文書を見て、村長の行動。答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後0時24分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後0時25分)

久田浩也村長。

- **〇 久田浩也 村長** 行動をお示しせよということでありますけれども、子供たちのこの要望を受けまして、私はすぐさま学校に赴きまして、校長とその協議をしたところでございます。以上です。
- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 私はそうではないと思っています。教育長から学校に電話があったと聞いています。子供たちが役場に来てから、教育長から学校にということで電話があったということを聞いています。教育長、電話しましたよね。学校側に。村長から子供たちが来てということで、答弁を求めます。
- O 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。
- 玉城 奎 教育長 私は、その内容についてのお話はしていません。その場所にいなかったのですが、

事前の予約というか、アポなしに子供たちを連れて村長室に来るのは、やはり社会人として、これから将来を生きていく子供たちに示す者としては、やはり事前に伺いますということの連絡を取って行くのがよろしいんじゃないですかということはお伝えした記憶がございます。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 村長、子供たちが村長室に持ってきました。あのとき、「どうぞ」と村長室 に入れたのは村長ですよね。顧問も、子供たちも。あのときに、今の顧問の話が出たと思いますけれども、 文書の内容はこれです。教育長は文書の中身も知らないで電話をするのですか。学校側に。私はいかがか と思いますよ。子供たちが来たのは、何で来たのか聞いてから学校に電話するのが私は筋だと思いますけれども、意味も分からないですぐ電話したのですか。再度答弁を求めます。
- O 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。
- 玉城 **奎 教育長** 私は内容云々を言っているわけではありません。子供たちがどのような、要するに行動をするかについて事前に考えて、相手方を訪問する場合は事前に約束をして、相手方の都合もありますので、それで「では何時にやりましょう」という、そのようなものが社会人として当たり前の行動であるのではないかということで電話した次第です。
- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 では社会人として、文書だけ渡すつもりで来たけど、村長が「どうぞ」と村 長室に案内しました。これはどう思いますか。社会人として。どうぞ。
- 〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後0時28分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後0時28分)

久田浩也村長。

O 久田浩也 村長 お答えをいたします。

このお手紙を頂戴いたしまして、学校長にお会いをして、解決に向けて何とかできないかというご相談を申し上げに行ったところ、学校長も行政経験がおありだということで、この顧問の行動に対しては非常に違和感を感じると。やはり子供たちを連れていく以上はアポイントを取ってしっかり対応すべきだったということで、指導したということを伺っているというところでございます。以上です。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 きれいごとだけでは通らないと思いますよ、皆さん。子供が直に文書を書いて要請に来るのは相当ハードルが高いのです。我々以上に、一般の大人より。もういたたまれなくなって来た子供の私は直訴と思っています。嘆願書も出して、陳情書も出して、最後に子供が文書を書いてきました。ただ、今の説明では前もって、前もって知らないでしょう、子供たちは。皆さんがつくったルールだから。いつまでこれをすればいいんですか。前もってというのは。こっちに書かれているのです。子供が「助けてください。北山駅伝部」と。これを見て、今、力強いメッセージと言いますけれども、村長、力強いメッセージと、これを見ての皆さんの行動と、どうつながるのですか。再度答弁を求めます。
- O 座間味 薫 議長 久田浩也村長。
- 久田浩也 村長 先ほど子供のメッセージには応えるべきというような発言がございましたけれども、

この問題にはもう一方の子供たちもいるわけですよ。このもう一方の子供たちからもSOSが出ているという状況でございます。我々は双方とも向き合って、真摯に対応してきた。それについてまだ結果が出なくて、こういう対立構図ができるというのは非常に残念でならないと思っているところです。以上です。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- 10番 與儀常次 議員 私は両方の子供が被害者と思っていますよ、はっきり言って。大人の。これが現実ですよ。駅伝部元保護者と我々、役場、議会の被害者は子供たちだと思っています。もう1分しかありません。村長、私は子供たちにいろいろ聞いて、自分の正しさを信じ、多くの北山高校を応援、サポートをする方々とともに学校と生徒たちを信じて、自分の議員としての人生をかけて、そして誰に何と言われようと、誰に何と思われようと自分を信じ、地域の皆さんと正しい今帰仁村をつくるために命をかけて前に進むだけです。また3月の本会議の一般質問で、まだまだありますのでお伺いします。以上です。
- 〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後0時32分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後0時32分)

ただいまの一般質問における與儀議員の発言については、後刻、記録を調査して処置することにいたします。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩いたします。

(休憩時刻 午後0時33分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後2時00分)

次に島袋 誠議員の発言を許します。1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 令和3年第4回今帰仁村議会定例会、さきに通告した一般質問を行います。 質問事項1. コミュニティスクール (学校運営協議会) 設立に向けて。質問要旨、令和2年第4回定例 会でも同様の一般質問をし、「どのようなものが本村に合うか研究しながら検討していきたい。」との答 弁をいただいた。その後の進捗状況について伺う。

質問事項2.本村における地域情報発信・行政情報発信について。質問要旨①現在どのようなツール・ 媒体で発信を行っているか伺う。②新たな情報発信ツールとして地上デジタル放送で身近にあるテレビを 活用した発信を行う予定はないか伺う。

質問事項3.本村におけるハブ対策事業について。質問要旨①過去5年間のハブ捕獲数について伺う。 ②過去5年間のハブ咬傷件数及び対策を伺う。

- O 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。
- 玉城 **奎 教育長** それでは、ただいまの1番島袋 誠議員の質問事項1. コミュニティスクール (学校運営協議会) 設立についてお答えします。その後の進捗状況については、兼次小学校にて学校運営協議会の趣旨を踏まえ、地域との連携・協働の在り方を検討すべく、学校評議員の増員と先進校の視察研修等を計画しております。今後は学校及び学校評議員の検討内容を踏まえ、学校運営協議会の権限や機能等について、具体的な規程等の制定に向け、検討を進めてまいります。

質問事項2、3については村長よりございます。以上。

- O 座間味 薫 議長 久田浩也村長。
- 久田浩也 村長 それでは質問事項2. 本村における地域情報発信・行政情報発信についてお答えを

いたします。質問要旨①について、本村における情報発信については現在村広報紙、村ホームページ、スマートフォンアプリ「LINE」を活用して行っております。質問要旨②の地上デジタル放送でテレビを活用した情報発信について、現段階で予定はありませんが、県内にはテレビのデータ放送を使って情報発信を行っている自治体もあり、村が有する既存の情報提供ツールとの整理や、実施自治体における状況とその効果についても調査した上で検討をしてまいります。

質問事項3.本村におけるハブ対策事業についてお答えをいたします。質問要旨①過去5年間のハブ捕獲数について。捕獲器、住民の持ち込み、買上げ分を含めた平成28年度から令和2年度までの合計数は1,679匹となっております。質問要旨②過去5年間のハブ咬傷件数については、沖縄県衛生環境研究所のデータによると、平成28年度から令和2年度までの合計数は9件となっております。ハブ対策事業については捕獲器の設置及びパトロールを行っています。また、住民からのハブ死骸買上げを行うことで、住民と協働型の対策を実施しています。以上です。

- O 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。
- 1番 島袋 誠 議員 では今3つ答弁いただきましたが、まず1つ目、コミュニティスクールの件 から再度お伺いいたします。

コミュニティスクール(学校運営協議会制度)、また今、一つ振り返ってコミュニティスクールとは何 かというのを読み上げたいと思います。コミュニティスクール(学校運営協議会制度)は、学校と地域住 民が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るため の有効な仕組みです。コミュニティスクールでは学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体と なって特色ある学校づくりを進めていくことができるとあります。そこでコミュニティスクールの件で令 和2年の際に聞いて、今進捗状況がどうかというふうに伺ったところ、兼次小学校で趣旨を踏まえ、地域 との連携、協働の在り方を検討すべく、学校評議員の増員と先進校の視察研修を計画しているとあります。 そこでなのですが、沖縄県の今の状況というか、調べたところ、この学校運営協議会、つまりコミュニ ティスクールを導入している自治体が、やはり教育委員会の管轄によって取り組んでいるところと、先進 地と、取り組んでいないところとの差が大きいかと思っております。沖縄県全体では12.5%、名護市は国 頭の教育事務所の管轄ではありますけれども、名護市以外の国頭郡では今0%です。国頭郡ではやってい ない。中頭、島尻などを見ても町村単位ではとても少ないような感じで、先進地として取り組んでいると ころが沖縄市であったりうるま市、それに続くのが名護市であるというふうに認識しております。町村と しては、読谷村なども100%ということで取り組んではおります。本村でも、まず兼次小学校をモデル校 というのですか、先にこういうふうな枠組みをつくろうということでありますが、いかんせんまだ本村で は取り組んでいない。近隣では名護市はありますが、近隣の国頭郡の町村でも取り組んでいないというこ とで、やはりこの専門家、コミュニティスクールアドバイザーといいますか、コミュニティスクールマイ スターなどの制度を活用する手もあるのではないかと思うのですが、このコミュニティスクールマイス ター、そういう制度を利用する予定があるか。活用する予定があるかどうかを伺います。

- O 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。
- 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの1番島袋 誠議員の質問についてご説明いたします。

以前はコミュニティスクールアドバイザーと言っていたのですか、今現在CSマイスター、コミュニティスクールマイスターという名称で呼ばれておりますけれども、現在沖縄県において文科省から派遣されているCSマイスターについては1名と聞いております。このコミュニティスクールマイスターの活用については市町村でも可能ということになっておりますが、募集期間が例年5月ぐらいから始まっています。というところでこの辺は学校とも調整しながら、必要に応じてCSマイスターの派遣依頼等をやっていきたいと思います。ちなみに本村でも平成30年度に一度この事業を活用しまして、コミュニティスクールとはどういうものか、何ぞやというところの講演会等は行っておりますので、必要に応じて、必要な時期に申請していきたいと考えております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。
- 1番 島袋 誠 議員 今課長からの説明でコミュニティスクールマイスター、CSマイスターは、今沖縄県に今年度ですか、令和3年度コミュニティスクールマイスター一覧というものを見ますと、令和3年度に沖縄県のほうが新規でお一人ということで、その一覧があります。全国で36名のうちに、ようやく沖縄県でもそのCSマイスターが誕生したということで、この方が来てくれるか、または別の都道府県から来るかどうかはまたあれなのですけれども、これは調べますと文部科学省の派遣事業、補助事業があるのですが、これを学校で要請するとなると学校の予算で呼ばないといけない。教育委員会から申請すると補助が受けられるというふうに書いているのを見たのですけれども、その認識で合っているかどうか、よろしいか、お伺いいたします。
- O 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。
- 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

令和3年度のCSマイスター派遣事業の実施要項によりますと派遣要件がありまして、まず派遣1については文部科学省が派遣に係る謝金及び旅費を負担する場合、あと派遣2が派遣依頼元教育委員会等が派遣に係る謝金及び旅費を負担する場合とあります。この派遣1の場合、これは文科省が費用を持ちますよということでありますけれども、それにはコミュニティスクール導入率が全国の導入率の平均値、これが27.2%とされておりますが、それ以下程度の自治体で研修等を実施する場合は文科省から派遣するということになっております。ただし、これについてはCSマイスターの指名はできませんということになっておりますので、まずはそこからスタートするのかと考えております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。
- 1番 島袋 誠 議員 そうですね。その際には選べはしないということで私のほうも認識しております。ぜひ、今沖縄県のほうが先ほど申したパーセンテージでしたので、十分にこういう事業を活用できるのではないかと思っております。特に今回兼次小学校から始めるということで、やはり右も左も分からない事業ですので、このモデル校となっていただく学校ではありますので、あまり学校任せではなくて、やはり教育委員会も手助けしながら協働して進めていってもらいたいと思っております。特にというか、この地域に開かれた学校というのは地域のニーズを酌み取って、今後継続的に地域の課題であるとか、やってほしいこととかをやっていくいい制度だと思っておりますので、ぜひこの補助事業があるうちにこれを活用していただきたいです。特に今年度は、今モデル校となるところも含めて、やはりまだ村民がこ

のコミュニティスクールというのを理解していないというよりも、認知度が低いと思うのです。議会でも 私も2回ほどは取り上げているのですが、まだ認知度も足りない。できていること、できていないこと、 今現時点でも他地域に比べると、もうコミュニティスクールそのものの軌道で進んでいるよというのも、 特にこの今帰仁村ではあると思うのですが、今年度はやはりこの理解をしてもらうための周知期間として の位置づけにもなっていけたらいいなと考えておりますが、その辺について教育長から見解をお伺いいた します。

- O 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。
- 玉城 奎 教育長 ただいまの1番島袋 誠議員の質問にお答えしたいと思います。

まずコミュニティスクールです。これまでの開かれた学校から地域とともにある学校へということで、コミュニティスクールということが出ているのですが、今あったように地域、村民への周知を図るということが実は、このコミュニティスクールを導入する非常に前提となります。その後に、やはり先ほどあったCSマイスターの活用とか段階的に踏むところがありますので、まだ村民への周知が十分と言えるところでもありませんし、そこのところを兼次小学校が今、モデル校としてまだ指定しているわけではありませんが、そこを中心に研究していきながら、村民への周知をどのように図るかをこれからまた考えてしっかり図っていきたい。それを図らないことにはやはり行政と学校だけの走りになりますので、村民としっかり一緒に考えながらやっていきたいと思います。というのは、コミュニティスクール自体が地域の教育力を生かす。学校の教育力と地域の教育力をともに子供たちを育てるということでありますので、そのあたりはしっかり踏まえてやっていきたいと考えております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。
- 1番 島袋 誠 議員 私も含めて、ほかの何名かの議員も、今子育て世代である者がこうして訴えていかないとやはりこれは先に進まないのかなと思っていますので、これは今いる世代が率先して周知も含めてこういうものがありますよというふうにやっていきたいです。特にこれは私のことですが、今小学校に子供がいない状態で、そしたら今まで小学校にずっと関わっていたものが急に関われなくなるのです。特に今帰仁村においては地域と学校の密着度というか、それがすごい関わり度が高いと思うので、子供がいなくなったらPTAも卒業して終わりではなくて、こういう方を、協力したい方ができる制度だけでも本当にすごいいいコミュニティスクールの制度だなと思っておりますので、ぜひ今年度でうまく枠組みを形成していって、学校の負担にも本当にならないように、徐々にではありますが前に進んでいければなと思っております。では、これでコミュニティスクールの件は終わります。

続きまして、現在どのようなツール、情報発信です。先ほど答弁で村広報紙、村ホームページ、スマートフォンアプリLINEを活用していますということでありました。これでまた日々、大体は定期的に18時30分ですか、防災無線でもいろいろ情報発信をしているのかなとも思っているのですが、いろいろ広報紙、ホームページ、スマートフォンアプリとありますが、今担当職員は1人で管理しているのか、それとも複数で管理しているのかどうかをお伺いいたします。

- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- O 我那覇隆文 総務課長 1番島袋 誠議員の質問についてご説明申し上げます。

主になっている担当については1名になります。ただ村のホームページ、またはLINEについてなのですけれども、情報を更新する際、それから新規で作成する際に、基になるデータ等の作成については原課で作成して、それを一度課のほうで決裁を回していただいて、確認していただいてから再度総務課でチェックしているような状況でございます。主になる担当としましては広報広聴担当の1名でございます。

- O 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。
- 1番 島袋 誠 議員 主となるのは1名ということで理解しました。それでは、1名のほうはまた 後からいろいろ提案も含めてやりたいと思うのですが、今、去年というか今年度ですか、すみません。何 月ですかね、ちょっと忘れたのですが、LINEを開設したと思うのですが、12月末時点でも、現時点で もいいので、今のLINEの登録人数を把握していれば伺います。
- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質問についてご説明申し上げます。 LINEアプリの登録人数なのですけれども、昨日時点で1,053名の登録がございます。以上です。
- O 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。
- O 1番 島袋 誠 議員 すみません。先ほどちょっと半端で抜けていたのですが、開設年月日が手元 にあれば説明を求めます。
- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- 我那覇隆文 総務課長 昨年LINEを開設しましたけれども、供用年月日につきましては令和3年 5月21日から始めさせていただいております。
- O 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。
- 1番 島袋 誠 議員 1年たたないということでありますけれども、昨日時点で1,053名ですか。この数字は結構多いと思うのです。今帰仁の人口が約9,200名ですか、その中でもう1,000名余り登録しているというのは結構多いほうではないかなと思っております。防災無線の内容と連動して、そのままその情報が文面で来ているかなというふうに感じているのですが、このSNSの活用として今LINEで、職員の頑張りもあって今いい状態で村民に認知されて、どんどん登録数も増えている現状があると思います。これはこれで成功例としていいと思うのですが、これがさらに例えばツイッターであったりインスタグラム、フェイスブック等、今検討している段階にあるかどうか、お伺いいたします。
- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質問についてご説明申し上げます。

SNSを活用してということでLINE以外にツイッター、インスタグラム、フェイスブックなどは検討していないかということでございますけれども、このLINEアプリ自体、昨年の5月の下旬頃に始めさせていただいて、約半年が過ぎた頃であります。そういう中でLINEのほうを今一生懸命担当も頑張っているわけなのですけれども、ツールとしてはツイッターとかインスタグラム、フェイスブック、利用される方の選択肢が増えるというのは大変よろしいかとは思うのですけれども、とりあえず今現在はまだ走り始めて半年過ぎた頃ということで実際に検討は行っておりません。

O 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 課長が言ったことも理解できます。この入り口として、本当にいろいろあるほうが村として伝えたい情報を広げる、拡散できる方法だと思うので、今はまだ半年ということでありますが、徐々にでも検討していただきたいと思っております。特に若い方なんかは、例えば先ほどのものには入っていないのですがティックトックとか、若い順で行くとティックトック、ツイッター、インスタグラム、フェイスブックの順かなと思っておりますので、そこから村のホームページに飛ばすなり、このLINEに飛ばすなりすればもっともっと増えていく可能性があると思いますので、この担当する職員の負担にならないような方法を考えていただいて、そういうのをまた広めていただければと思っております。

次に②として、新たな情報発信ツールとして地上デジタル放送で身近にあるテレビを活用した発信を行 う予定はないかということではありますが、これはCMでも結構やっております。某テレビ局のデジタル 放送のものなのですが、ちょっと私のほうで問合せして調べてまいりました。このデータ放送、市町村か らのお知らせについてというのがこの d ボタンを押すと開いていくのですが、今現在、これは12月末現在 の私が調べた数値ですが、41市町村中26の市町村が導入。これは試験導入も含んでいる数字です。プラン は2つで、例えばフルスペックプランというのがありまして、これは5市町村のみ今は加入しているので すが、こちらが初期費用が100万円、月々のランニングコストが15万円というふうに伺っています。もう 一つのプランとして簡易プランというのですが、これが21市町村が今やっておりまして、これに試験導入 期間という自治体も入っております。それが5ページ分のもので月々5万5,000円というふうに聞いてい ます。試験導入期間は無料というふうに伺ったのです。これは各自治体によって21市町村のいろいろ調べ られる範囲で調べたのですが、結構うまく活用している自治体と、あまり活用していない自治体もありは するのですが、特にうまく活用している宜野湾市がいい見本になるのかなと思うのですが、特に今の社会 情勢の中、住民の皆さんが気になるのがやはり一番コロナの陽性者の数であったり、そこにつながる、例 えばワクチン接種であったりするものの情報が一番住民は、今の関心では欲していると思っております。 その情報をやはり伝える手段でも、ぜひこれは導入期間は無料となっています。データ入力もそれほど時 間はかからずにクラウド管理で、例えばこちらの情報更新をすると、もう1分後にはテレビに表示される というふうに聞いていますので、ぜひこれは検討していただけないかなというよりも、もうぜひやるべき だと。試験的にでも、その期間は金額もかかりませんのでやっていただきたいのですが、再度説明を求め ます。

- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質問についてご説明申し上げます。

地デジを活用しての情報発信ということで、パソコンであったりスマホをお持ちでない方については身近なテレビを使って情報を得るという、すばらしいご提案だと思います。ただ、今試験運用の話で、試験運用は無料と。それ以後については、私の手元にある資料ではAタイプ、Bタイプのものがあって、議員がおっしゃられている通常のものでいくとBタイプは月5万5,000円ぐらいかかるということであります。これについて私たちとしましては、今議員が41市町村のうち26市町村、これを活用しているところがあるということなので、実際情報を仕入れてみて、その中で地域の住民の方々の満足度とか活用度とかというのをちょっと調べさせていただきたいと思っております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。
- 1番 島袋 誠 議員 このテレビのデータ放送の利点として、広報紙は緊急を要する情報は間に合わない。防災無線は聞き逃すことが多いなど、届けたい情報が本当に届いているかという悩みがある。これはほかの自治体も、全部の自治体一緒だと思うので、ぜひこれは検討していただいて、ほかの市町村の情報をどうやって見るかということで、私も最初はこの情報を取るのを、例えば名護市、金武町であったり、本部町の知り合いのテレビを見せてもらって、実際dボタンを押してやってみました。これはもちろん情報は取れるのですけれども、ほかの市町村の簡単な情報も調べられるものとして、このテレビ局のdボタンを押してもらって、お天気予報の画面に郵便番号を入力する欄がありまして、そこでやると、全部の市町村の郵便番号を入れると見れますので、これは取り組んでいるところで参考になるなという市町村もあると思いますので、ぜひ検討していただきたいです。

最後に伺いますが、例えば先ほど言ったLINEとか、その1,053名加入とか、いろいろホームページで調べたりするのはやはりスマホ世代というか、パソコンとかに慣れている方はそれで、自分でどんどん情報を取りにいけると思います。でもやはり不慣れな方ですとか、高齢者にとっては一番本当に身近にあるテレビでこの情報を得られる。先ほど言ったコロナの情報であったり、先日あった急な津波の情報とか、それも村の伝えたいことがそのテレビにできたりすると、すごい住民サービスの向上につながると考えております。それを踏まえて村長のほうでも検討して前向きな答えをいただきたいのですが、お伺いいたします。

- O 座間味 薫 議長 久田浩也村長。
- 久田浩也 村長 1番島袋 誠議員にお答えをいたします。

この情報発信手段についてでありますけれども、先ほど答弁もあったかと思うのですけれども、村も複数の手段でもって、今情報発信をして取り組んでいるということは理解はできたかというふうに思っております。今議員が提唱されておりますテレビのdボタンなるものは非常に身近で、そしてまた身近な手段で災害時など、今後村民に、特に議員も仰せられておりました高齢者、あるいは情報弱者などに手軽で、迅速かつ確実な情報を得ることができる。そしてまた発信することもできますし、情報の受信につながるものというふうに理解をしているところでございます。このような新たな情報ツールと申しますか、それにつきましては今議会もいい機会だと捉えまして、宜野湾市の、先進地の事例もいろいろ参考にしながら、鋭意調査研究をしていきたいと思っているところでございます。以上です。

- 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。
- **〇 1番 島袋 誠 議員** ぜひできるものは活用して、本当に届けたい情報をみんなに届けられる本当 にいい手段だと考えておりますので、費用対効果も含めて考えていただいて、検討していただければと 思っております。

では最後に、本村におけるハブ対策事業についての件でお伺いいたします。次に質問する山城 太議員 からも同様のハブの件であると思いますので途中からパスを出したいと思いますけれども、過去5年間の ハブの捕獲数について、1,679匹となっておりますとありました。この平成28年から令和2年まで単年ご との数字を把握していれば、お伺いいたします。

- O 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。
- 仲村美奈子 住民課長 ただいま1番島袋 誠議員の質問についてご説明いたします。

村長から答弁でありました5年間の捕獲数が1,679匹というふうにありました。単年度ごとに言いますと、平成28年が279匹、平成29年が326匹、平成30年が332匹、令和元年が299匹、令和2年度が443匹となっています。これは島ハブ、ヒメハブ、タイワンハブの総数でございます。

- O 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。
- O 1番 島袋 誠 議員 今の数字、理解いたしました。そのうち大半はタイワンハブではないのかな というふうに想像はできるのですが、この平成28年からのタイワンハブの捕獲数を、数字があれば説明を 求めます。
- O 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。
- 仲村美奈子 住民課長 質問についてご説明いたします。97、8%はタイワンハブでございます。捕獲数は5年間で1,639匹となっております。
- O 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。
- 1番 島袋 誠 議員 97、8%というふうにありましたが、この数字を見るとほぼタイワンハブであ るというふうに認識しました。このタイワンハブは一節によると、名護市を中心というか、名護市から本 部町、今帰仁村に広がったものと、あと読谷村のほうとかから恩納村とかへ広がったのかなというふうに 思っているのですが、このヤンバル、本部半島、名護市とかを中心に、こちらでは数年前からタイワンハ ブの被害というよりも、増えている実感はあったと思っております。その頑張りもあって、結構数字が増 えているのかなと思いきや、今、もう数年前からずっと今帰仁のほうは頑張って捕獲しているので、ずっ と増えているというよりは、数字というか、この捕獲数を見ると、今の体制ではもういっぱいいっぱいな のかなと思っております。沖縄県でも去年ぐらいから結構新聞とか報道とか、住民による情報提供もあり ながら、沖縄県でもようやく取り組むことになったのかなということで、沖縄県でも外来種対策行動計画 に基づくタイワンハブ防除計画、令和2年3月に作成しているものがありますけれども、ようやく沖縄県 でも認知してきたのかと思っているのですが、これまでもハブの駆除、タイワンハブについても、今帰仁 村議会でも各議員が結構質問もして、村としての対応も結構やってきたと思いますが、やはりここでス トップをかけるには、このノウハウも村の職員とかは結構あると思って、それに対する一括交付金事業で 捻出していろいろやってきた経緯があると思うのですが、やはり沖縄県でも取り組むということでありま すので、県に予算措置をやはり求めるべきかと思っております。これまではあまりこのような予算措置ま では求めることはなかったと思うのですが、このことについてこれまで沖縄県にはどのように要望してき たか、経緯をお伺いいたします。
- O **座間味 薫 議長** 仲村美奈子住民課長。
- 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

タイワンハブの急激な繁殖が課題となっております。議員からありました名護市、本部町、今帰仁村では一括交付金事業を活用して、この対策に取り組んでいるところでございます。今帰仁村でも一括交付金の事業の活用して捕獲に努めるほかに、住民の皆さんに大分協力をしていただいて、令和元年度から令和

2年度で言いますと150匹ほど数値が伸びておりますので、かなり住民の皆さんの協力は大きいと感じております。その中でもやはり予算面は課題となるところでして、一括交付金が仮に制度としてなくなった場合には村単独でこれだけの事業ができるのかというのも非常に不安を感じているところでございます。 県への要望でございますけれども、主管課長の会議の中では県の担当者を通して、ぜひタイワンハブに特化した予算をということで伝えているところでございますが、村長として名護市長、それから本部町長との連携を取って、ぜひ声を挙げていきたいと村としても思っております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。
- 1番 島袋 誠 議員 今までの経緯についても理解いたしました。これは本当に市町村ごとの多分一括交付金を計上して、そのメニューに充てますというふうに自助努力はやった中で、本当にこれ以上やるには人員増であるとか、捕獲器の設置等を増やさないと本当に徹底してできないと思いますので、ぜひその予算措置に向けては本来は12月議会で意見書なりも議会で提案してやりたかったことではあったのですが、今は1月になっておりますので、またこの機会は3月でもできるのかな。それからまた臨時会の中でも取りまとめることができれば、ぜひ行政からだけではなく、議会としても今帰仁村として、また本部町、名護市と連携しながら進めていかなければならないと感じております。特に2021年7月26日にユネスコ世界自然遺産登録もなされたということで、この機会に本当に一網打尽にして、やはり貴重な生物がいるところには絶対行かさないようなものとして今帰仁村、名護市、本部町が特にここでは、本部半島としてはそこで止める。あと恩納村、読谷村などが南部地域のほうを止めるというふうなものにしていかないと、どんどんどんどん広がっていってしまうと思うので、この辺は協働して、行政も議会も一緒になって考えていきたいと思っております。

最後にですが、今民家にも結構タイワンハブ侵入例とかが確認されております。うちの字のほうでも、家の玄関に入って犬が吠えていたとか、タイワンハブは結構人がいるところにも出現するのが高いような感じなのですが、例えば朝早くであったり夜遅く、ウオーキングとかジョギング、散歩をする方などが安心してできないという、今まさにこのような状態となっていると思います。ですが広範囲にわたって、タイワンハブはどこにでもいる感じで「どの字にいる、どの字にいる」と、以前はよくこうやって「どこまで来ているよ」という話はあったのですが、もう今は村全体を通しているのではないかと思っております。住民が安心してウオーキング等ができるようにするところだけでも徹底して駆除できればなと思っておりますが、やはりこれには運動公園とかがふさわしいのではないかと思っております。11月5日に県の高校駅伝があったのですが、11月4日にタイワンハブが運動公園で、スタートライン付近で見つかって、急いでわなを仕掛けたけれども、まだそこで捕まえられていないという話も聞いておりますので、特に全体を通して駆除ももちろんではありますが、まずはこの運動公園周辺だけでも徹底してできるようにすべきだと考えておりますが、見解をお伺いしたいと思います。

- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- **嘉陽 健 社会教育課長** ただいまの1番島袋 誠議員の質問について説明いたします。

運動公園についてハブ対策を行ってはどうかということなのですが、ご存じのとおり運動公園について は膨大な敷地になっております。柵もありますが、柵自体もかなり延長は長いです。隣接している地域が また海浜等にも及んで、保安林もあって堺が仕切れないところもあります。ということを考えると、ハブネット等で整備してハブ対策をするにはかなりの予算がかかるかと考えます。この辺に関しては予算が絡んできますので、そういうふうな補助事業が導入されるのかどうか。この辺は情報を確認しながら検討はしたいと考えています。現在に当たっては運動公園についても目撃情報等が年に数件あります。ウオーキングロードについても全ての外灯がちゃんとついている状況ではありません。どうしても電灯が切れる場合がありますので、その辺は安心してウオーキングができるように目視で確認できるような環境整備をしていかないといけないと考えていますので、その辺は予算の範囲内で対応していきたいと考えています。

- O 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。
- 1番 島袋 誠 議員 運動公園は広くて、やはり全部をやるには難しいという、予算の面とかもですね。その辺は理解しております。今課長からも外灯が今ついていないところ等もあるということでありましたので、ぜひこの機会に、まだ今水銀灯等もあるんですかね。LED電気、ランプに変更していないのかと思っているのですが、もうこれを機会に、今駆除が追いつかなければまずはこの照明だけでも、夜遅く、朝早くウオーキングをする方はたくさんいらっしゃいますので、目視できるようにこの外灯整備、LEDランプの検討も含めて早急にしていただきたいのですが、見解をお伺いします。
- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- O 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質問について説明いたします。

ハブ対策として外灯のLEDへの更新についてなのですが、こちらも相当数の外灯があります。こちらに関しましても補助事業を活用できるメニューを確認しながら、できる限り早い時期に更新できるように取り組んでいきたいと考えています。

- O 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。
- 1番 島袋 誠 議員 これは前々からも言われているのですが、なかなかこの切替えというか、LEDにやるのが、ランニングコストは下がるのですけれども初期費用がかかりますので、なかなか踏み込めない部分も理解はできるのですが、これを機にというか、この対策も講じますということで、やはり早急に設置に向けてあとひと押ししていただきたいと思うのですが、それには財源が伴いますので、やはり村長がタイワンハブに対する、この運動公園で安全な運動とかができるようにするためにどうお考えであるかをお伺いします。
- O 座間味 薫 議長 久田浩也村長。
- 久田浩也 村長 1番島袋 誠議員の質問にお答えをいたします。

今議論されておりますタイワンハブの件でございますけれども、この増殖率といいますか、そういうのが非常に大きくて、直近ではウチナーハブを見たことがないというお声をよく聞くところでございます。本村においても各地域でのハブの生態といいますか、この形態をしっかり把握して、地域の実情に応じた先ほど提唱しております運動公園で例えばLED照明の設置とか、そういう件も含めまして効果的かつ効率的なハブ対策というのですか、ハブの防除を実施できるように、こういうスキームを構築していきたいと考えているところでございます。以上です。

O 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 もう最後になりますが、今咬傷被害のほうは沖縄県のデータでも平成28年から令和2年までで9件となって、そんなに多くはないというふうに認識しておりますが、海外のほうではやはり咬傷被害も結構見受けられるということで、この絶対数というか、増えれば増えるほどその被害も増えてくるかと思いますので、住民の安心安全な環境をやる手段として、そのほうはこのタイワンハブの駆除、近隣市町村との連携も含めて、議会も含めて一緒に駆除に向けて取り組めればと考えております。以上で終わります。

〇 座間味 薫 議長 暫時休憩します。

(休憩時刻 午後2時53分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後3時05分)

次に山城 太議員の発言を許します。9番山城 太議員。

- O 9番 山城 太 議員 大分前に通告しました件について質問いたします。
 - 1. 農業振興について。害虫アザミウマ対策としての防虫ネット購入支援についての考えを伺います。
- 2. 県高校駅伝について。今帰仁村発着で行われていますが、村は大会開催に当たりどのように考えているか伺います。
 - 3. 民家等からの排水処理について。村内の住宅などからの排水処理及び排水溝の現状を伺います。
- 4. タイワンハブについて。昨今タイワンハブや同ハブの死骸が多く見られる。対策はどうなっているか伺います。以上。
- O 座間味 薫 議長 久田浩也村長。
- O 久田浩也 村長 9番山城 太議員へお答えをいたします。

質問事項1.農業の振興についてお答えをいたします。農産物のさらなる生産の拡大を図るため、生産 段階から害虫対策に取り組むことが重要なことと認識しております。その対策手段として施設等を防虫 ネットで被覆し、害虫の侵入を防止することで食害等による被害の軽減だけでなく、低農薬、減農薬に向 けた取組も同時に可能であると考えられます。以上を踏まえ、引き続き生産農家からの情報収集や関係機 関との意見交換及び連携を図り、防虫ネット設置支援が可能な補助事業等の導入に向け検討をしてまいり ます。

質問事項2については教育長より答弁がございます。

質問事項3.民家等からの排水処理についてお答えをいたします。村内の住宅等からの排水処理については、生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から、適切な方法で処理することが必要です。排水溝の現状については、村内の排水口はおおむねその役割を果たしているものと考えます。

質問事項4.タイワンハブについてお答えをいたします。タイワンハブの対策については、捕獲器の設置及びパトロールを行っています。また、住民からのハブ死骸買上げを行うことで住民と共同型の対策を 実施しています。以上です。

- O 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。
- 〇 玉城 奎 教育長 9番山城 太議員の質問事項2. 県高校駅伝についてお答えします。全国高校駅 伝県大会は毎年11月に開催され、地域住民、保育園児等の沿道での応援が風物詩となっており、村も後援 として運営の一翼を担っています。大会が本村で開催されることで、村内の児童生徒への好影響や、宿泊

及び弁当受注等で一定程度の経済効果が推測されます。また、大会についてマスメディア等で「今帰仁村」や「今帰仁村総合運動公園」の名称が報道されることにより、今帰仁村の宣伝効果が得られるものと考えています。以上。

- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 1点目の農業の振興についてでありますけれども、おおむね理解はしております。私のミスでネットの色を書いていなかったのですが、この害虫には赤い色のネットが非常に有効だと農家の方から言われて、多くの農家がそういうネットを購入できればもっと振興に役立つのではないか、一度村に問いかけてくれないかと相談がありました。この辺を踏まえて、再度答弁を求めます。
- O 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。
- 久田哲史 経済課長 ただいまの9番山城 太議員の質問について説明いたします。

議員おっしゃるとおり赤色のネットにつきましては沖縄県が実施した対策展示圃のほうで、その結果は有効であったというふうに回答を得ております。ただ、そのネットだけで対策が可能かということになりますと、そうではないということも聞いております。村長の答弁にもございましたが、栽培をする当初にしっかりと駆除をした上で赤色ネット等を被覆して、複合的に防除することによってその効果が得られたということでございます。以上です。

- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 理解しております。最初の答弁で、いろんな情報収集や関係機関との意見交換、今後も強化しながらそういう方向に向かっていただきたいと思いますが、コロナ禍の中、大変だとは思うのですが、そういった日程とか予定とかがありましたら説明を求めます。
- O 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。
- 久田哲史 経済課長 ただいまの質問につきまして説明いたします。

本来であれば一堂に会してどのような対策が必要かということも勉強会とか、産地協議会の中で行われますけれども、なかなかコロナの関係で、いわゆる密にならないようにとかそういったこともありますので、その点についてはファックスなり何なりで情報を共有しながら、私どもが持っている資料等についてでも、県の方からも資料を頂きながら、農家の方には情報を提供していきたいというふうに考えております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 ぜひそうしていただければと思います。次の質問に移ります。

高校駅伝についてですが、最初の答弁の中で経済効果が推測されますとありますが、そういった調査とか、そういったのは一度も行ったことがないのか。答弁を求めます。

- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの9番山城 太議員の質問について説明いたします。 経済調査について調査したかということで、調査はしたことはありません。
- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- O 9番 山城 太 議員 では推測だけでそういうふうに答弁されたのか。答弁を求めます。

- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- 嘉陽 健 社会教育課長 まず宿泊については、毎年担当の方に確認は取っております。宿泊については、村内の宿泊施設では4件の宿泊施設に10校ほどの学校が宿泊しております。そして弁当受注等については教育委員会で後援をしていることで役員等を村で一翼を担っていますが、こちらの弁当、飲食代ということで費用を受け取って、教育委員会のほうで役員の弁当受注の一部を賄っております。こちらに関しては約270人分の11万円が弁当・飲料等で、村内の弁当業者へ発注しております。ほかには参加校の選手、そして付き人等の参加があると思いますが、そちらに関しては学校単位で取りまとめて確保している状況で、なるべく村内の業者を使っていただきたいということはお願いしているところです。
- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 では経済効果について期待しているのですか。この駅伝大会を。説明を求めます。
- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- O 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質問について説明いたします。経済効果について期待しているかについてなのですが、ある程度は先ほど言った経済効果とプラスアルファは期待できるものと考えております。
- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- O 9番 山城 太 議員 であるのであれば、大会ごとにそういう調査は必要ではないのか。説明を求めます。
- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- **嘉陽 健 社会教育課長** ただいまの質問について説明いたします。

大会ごとに調査が必要ではないかということで、おっしゃるとおりできるだけ、開催地でありますので 村内に経済効果があるというのは喜ばしいことですので、この辺はまた担当の高体連の方と確認しながら、 できる限り経済効果が生めるような取組を考えていきたいと考えます。

- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 経済効果もある意味目的になさるのであれば絶対に必要だと思いますので、 ぜひそういう調査を行っていただきたいと思います。最初の答弁の最後のほうに、今帰仁村の宣伝効果が 得られるものと考えていますとありますが、私もそのとおりだとは思います。がしかしながら、今回の11 月の駅伝大会、恥ずかしい思いもしました。コース両サイド、草ぼうぼうですよね。数名に笑われました。 通常であれば、多分建設業界かどちらかと相談して大会前に除草するものだと聞きましたが、皆さんどう 思われますか。
- 〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後3時18分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後3時19分)

嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質問について説明いたします。

コース上の除草の件なのですが、例年ですと国道、そして建設業界にお願いして除草をしていただくよ

うにということで、今帰仁村のコースがメインですのでその辺は対応しているのですが、今回ご指摘のあることについて確認をして、しっかり大会前までには除草して、いい条件で走れるようなコース整備に関しても国道管理者、県道管理者を含めて調整をしながら対応していきたいと思います。

- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 すみません。これまではどんな感じで除草なされていたのですか。これまで 除草をやっていなかったのですか。再度答弁を求めます。
- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- O 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質問について説明いたします。

これまでについては国道管理者、県道管理者、あと建設業界にお願いをしておりました。国道、県道に関しては北部土木事務所になるのですが、駅伝の時期は事前に分かっていますので、できるだけその時期に除草の時期を合わせて整備してもらいたいということで、建設業界に関しては1か月程度前にはお願いしてやっていたということです。

- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 ちょっとお聞きしますけれども、大会はウェルカムですか、迷惑ですか。大 会開催は歓迎ですか、それとも嫌々ですか。それと選手、学生たち、子供たち、そして親御さんを受け入 れるには、心得はどんな感じでこの大会を迎えていますか。
- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質問について説明いたします。

大会に関しては歓迎するということで開催をしております。関係者、ご家族ですか、その辺の受入れについては、まずは公道を使用して行う競技ですので、競技に支障のないようにということで運営を行っているところです。

- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 歓迎であると言ってよかったのですけれども、ちょっと確認させてください。 村として歓迎の意を表したような看板とか横断幕は今回ありましたか。
- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- O 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質問について説明いたします。 今回は歓迎の横幕等は設置しておりませんでした。
- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- **〇 9番 山城 太 議員** 今回はやっていなかったんですか。例年はやっている。確認させてください。
- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質問について説明いたします。

先ほど私が歓迎の横幕を設置していないというのは運動公園についてで、役場のほうでは懸垂幕を設置 しております。例年ですと運動公園にも看板を設置しておりました。今回は設置していない状況です。

- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 大会自体が歓迎であるのであれば、今回は設置しなかったと言うのですけれ

ども、もう少しいろんな確認をしながら歓迎の意を表すのも必要ではないかと思います。そして、先ほども言いましたが宣伝効果が得られるもの、そして経済効果も期待できるのですよね。では歓迎の意を堂々と大げさに表してもいいのではないかと思いますが、再度答弁を求めます。

- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- O 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質問について説明いたします。

宣伝効果、経済効果が得られるということで歓迎の看板等の設置についてなのですが、せっかく多くの 人が来ていただいて、今帰仁村で競技をしていただくことになりますので、次回からは歓迎の横幕等、そ の辺は抜かりなく対応していきたいと考えています。

- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 ちょっと話は前後になりますけれども、コースの除草の件ですが、ツール・ド・おきなわのときには、朝6時から私なんかは起こされて掃除をするのです。そういう業界が草刈りとかが難しいのであれば、各字に協力願いを出してしてもらうのもいいのではないですか。これもちょっと今後の対策として考えていただきたいと思いますが、答弁を求めます。
- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質問について説明いたします。 貴重な意見として賜り、対応可能かどうか取り組んでいきたいと考えています。
- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- O 9番 山城 太議員 次の質問に入ります。

排水処理、排水溝の件ですが、排水溝のないところに建っている住宅はどのようになっているのか。この排水というは。説明を求めます。

- O 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。
- **嶺井雄二 建設課長** 9番山城 太議員の質問に対して説明いたします。 排水溝のない排水につきましては、受けてためて取るか。こちらとしては、指導としては排水に流すように指導しております。以上です。
- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 私の家の近くにも排水溝が通っていないところがほとんどです。ですが、その辺りに数軒、新築の家も建っています。排水溝はありませんが、この排水はどう処理されているのか。 多分私の家もそうですけれども、どこに流れているか分からないのですけれども、自然沈下させているのか。 か。そうなれば生活環境の保全及び衛生上の観点から不思議な状況ですけれども、説明を求めます。
- O 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。
- 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質問について説明いたします。

排水には引っ張っているかと思いますが、ちょっと確認しないとあれなのですけれども、基本的に排水 に引っ張るということが基本なので、多分排水溝には引っ張られているかと思います。それだと工事届が、 許可が下りないかと思います。以上です。

O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

- 9番 山城 太 議員 では、そのように理解いたします。兼次小学校のグラウンド裏の排水溝なのですが、すごい土砂がたまって異臭がします。そしてもう少し西側に進んでいくと、北側に行く道路があります。その道路に付帯して排水溝もありますが、これも土砂がいつもたまっています。これの管理はどこになるのですか。
- O 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。
- 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質問について説明いたします。 村道になっていますので村道管理になります。以上です。
- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 昨年11月かな、兼次区で美化作業、清掃作業がありました。そのときにも幾らか村からの予算はあったと思いますが、重機を2台用いてこの土砂を排出するのですが、なかなかうまい具合に行きません。重機を使っても、もう取れないのです。それが毎年毎年です。その辺村が管理するのであれば、もう少しパトロールなり、たまっていれば村が重機を持ってきてこの土砂を排出するなり、対策を講じていただきたいのですが、答弁を求めます。
- O 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。
- 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質問について説明いたします。

今後は管理係と調整して、見回りをしながら早急に対応できるような処置をしていきたいと考えております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- **〇 9番 山城 太 議員** 兼次区だけはなく、多分全地域でそういうことがあると思いますので、住民 の声を聞きながら、また議員から提案してくる可能性もありますので、この辺は衛生的な問題が出てきま すので、じっくり慎重に対応していただきたいと思います。答弁を求めます。
- O 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。
- O 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質問について説明いたします。

今後は区長、住民の方と連携を取りながら、情報収集をしながらやっていきたいと考えております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 ぜひそう願いたいと思います。では次の質問に移ります。

先ほど1番議員から同様な質問があったのでほぼほぼ納得していますが、各学校にハブ退治の薬品とか、 そういったのは準備されているのか。答弁を求めます。

- O 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。
- 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの9番山城 太議員の質問についてご説明いたします。

各学校にハブ対策用の薬品が置かれているかという質問でございますが、この薬を使って退治したという話は何件か聞いたことはありますけれども、各学校に常時ストック、整備されているかというところは確認できておりません。以上です。

O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

- 9番 山城 太 議員 昨今ハブが、タイワンハブなのですけれども、結構出没回数が増えて大変なのですけれども、このスプレーは結構高価なのです。ですが、ネットとかで調べたら一番上にヒットします。ハブノックと言いますけれども、ご存じだと思うのですが、これは各学校、保育所、そういった施設には全て常時準備していたほうがよろしいかと思いますけれども、そして先ほど1番議員からもあったように運動公園のほうにも。再度答弁を求めます。
- O 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。
- 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

議員がおっしゃいますとおり準備しておくというのは非常に大事なことかと考えますので、今後学校のほうにも情報を聞きながら、学校にハブノックを常時置いていくような方向で相談させていただきたいと思います。あと学校で独自でやっているというのが、手洗い場の下をあまりごちゃごちゃさせない。隠れ家を少なくするという意味でそういう対策とか、あと植木鉢を密集させないとか、下駄箱をちょっと上げるとか、そういう対策を各学校で行っているところであります。先ほどの議員の提案については学校と調整しながら、予算を取って進めていきたいと考えております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 そういったタイワンハブなり、ハブなり、噛まれたときの対策のマニュアル本とか、そういった勉強会の開催とか、各学校でも構いません。村主体でやっているのか、それも分かりませんが、そういったのもあるのでしょうか。答弁を求めます。
- O 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。
- 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

マニュアル本というのはありませんけれども、県が発行しているリーフレット等は各学校にありますので、それをもって学校の先生も対応しているという状況でございます。以上です。

- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- O 9番 山城 太 議員 タイワンハブの件ですが、1970年代、タイワンから輸入されているようなのですが、これはその当時、これは輸入の際に関しては県の許可が必要だったのか。その辺ご存じでしょうか。
- 〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後3時35分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後3時35分)

仲村美奈子住民課長。

O 仲村美奈子 住民課長 ただいま 9番山城 太議員の質問についてご説明いたします。

タイワンハブは特定外来生物に属しますので、国の許可がなければ、生きたままの外来生物を動かすということができませんので、輸入されたときには許可が下りていると理解をしております。

- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- **〇 9番 山城 太 議員** であるのであれば、先ほど1番議員は県の費用でやってくれみたいなことを 言っていたのですが、国の許可が必要でしたら国のほうにも要請すべきではないのか。国、県の監督不行 き届きみたいな感じで、強い意思を持って要請すべきではないか。その辺答弁を求めます。

- O 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。
- O 仲村美奈子 住民課長 9番山城議員の質問についてご説明いたします。

各議員からも強い意思を持ってということで叱咤激励をされておりますけれども、タイワンハブの予算措置については各市町村、課題となっているところでございます。議員がおっしゃるように県、そして国に対しても声を上げていきたいと。そのために名護市、本部町とは連携を取って、村長、町長、市長の連名をもって、強く県、国にも要請をしていきたいと考えます。

- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- O 9番 山城 太 議員 タイワンハブ、ハブは夜行性でしょうか。日中、活動するのでしょうか。答 弁を求めます。
- O 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。
- 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

ある程度の気温がありますと、昼夜問わず活動はしているというふうに理解をしております。年間の中では5月から11月が活発に動いている。そのために捕獲数も上がっている現状でございます。

- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 この捕獲器の設置及びパトロールとあるのですが、パトロールは何時から何時まで行っているか。答弁を求めます。
- O 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。
- 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

作業に取り掛かっている職員が8時頃から役場を出発しまして、戻ってくるのが4時半になっております。その間、設置したわなのマウスの確認であったり、捕獲状況を確認して、拠点のヤードに戻ってきて という形を繰り返している現状でございます。

- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 パトロールというのは、捕獲器の設置とかそういったのを確認するという内容でよろしいですか。個人的に、日中はハブいないかなとかそういうのじゃなくて、トラップの確認ぐらいで。
- O 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。
- 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

わなの確認を中心に、電話で見かけたよというような情報がありますので、そちらにすぐ出向いて近く を回ったりというふうなパトロールも含んでおります。

- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 タイワンハブの死骸を見つけるのは朝方、死んでいるのをよく見つけるのですけれども、ということは夜中、明け方活動して、夜行性なのではないかと理解していまして、またパトロールは夜間もやっているものだと思いまして、ちょっと確認のために質問しました。では夜間とか、そういった具体的なパトロール、ハブ探しみたいなことはやっていないということですよね。
- O 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

- 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質問についてご説明いたします。 議員が意図するところはやっておりません。
- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- O 9番 山城 太 議員 はい、理解いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとう ございました。
- **座間味** 薫 議長 これで一般質問を終わります。

次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて令和3年第4回今帰仁村議会定例会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後3時41分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫

署名議員 玉 城 みちよ

署名議員 與 那 勝 治

署名議員 與儀常次